

会 議 録

名 称 令和5年度第1回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会
日 時 令和5年11月7日(火) 午前9時30分～午前10時40分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎地下1階 1・B・1会議室
出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 高山梢 山辺直義 中村重美
説明員等 総務部区政情報課長 松見径
地域行政部マイナンバー担当課担当係長 山塚恭史
地域行政部住民記録・戸籍課担当係長 田村圭輔
財務部課税課長 北はやと
高齢福祉部介護保険課長 谷澤真一郎
保健福祉政策部国保・年金課長 箕田裕子
保健福祉政策部国保・年金課担当係長 三浦宣樹
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 松見径
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 中田周吾
区政情報課区政情報係 吉村航平 西條真規

会議次第

- (1) 標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について
諮問第1005号
特定個人情報保護評価における第三者点検について(住民基本台帳事務)
諮問第1006号
特定個人情報保護評価における第三者点検について(特別区民税事務)
諮問第1007号
特定個人情報保護評価における第三者点検について(介護保険事務)
- (2) 国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について
・諮問第1008号
特定個人情報保護評価における第三者点検について(国民健康保険事務)

1. 開 会

委員長 それでは、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会を開会いたします。

審議に入る前に、本日の資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 皆様、おはようございます。本日、小委員会ということで、皆様よろしくお願いたします。

本日の資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料につきましては、次第を除きまして、10月27日の審議会の資料を改めて御覧いただければと思います。本日の次第につきましては、メールで送信をさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

委員長 続きまして、傍聴の有無について、事務局いかがでしょうか。

区政情報係長 本日、傍聴の希望者はおりません。

2. 小委員会委員の紹介

委員長 続きまして、小委員会委員の紹介をいたします。

次第の別紙を御覧ください。10月27日の審議会で会長から御指名をいただいた6名の委員になります。山田委員、土田委員、高山委員、山辺委員、中村委員、最後に委員長の斉木でございます。よろしくお願いたします。

3. 議 事

委員長 それでは、次第のとおり進めていきたいと思っております。(1)標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

諮問第1005号

委員長 まずは諮問第1005号について事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 事務局から説明をさせていただきます。

まず、皆様のほうにメールでお配りしております本日の次第を御覧ください。本日は特定個人情報保護評価における第三者点検の案件が4件ございます。このうち、諮問第1005号から第1007号の3件につきましては、いずれも標準準拠システム移行に伴うものでございます。第3回の審議資料の1ページから8ページは、この3件に共通した内容となっております。

続きまして、審議資料の9ページを御覧いただければと思います。諮問第1005号特定個人情報保護評価における第三者点検について（住民基本台帳事務）でございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部マイナンバー担当課及び地域行政部住民記録・戸籍課でございます。

前回の審議会で所管課のほうから説明はいたしましたので、この場での説明につきましては割愛をさせていただきます。

内容について御審議のほどよろしくお願いたします。

事務局からは以上になります。

委員長 それでは、諮問第1005号から第1007号については、いずれも標準準拠システム移行に伴うものということで、共通の部分があるとのことでしたけれども、質疑応答については1件ずつ機会を設けたいと思います。

ただいまの件につきまして質問はございますでしょうか。

委員 手続的な関係で確認の意味で教えてほしいことがあるんですが、1005号で区民意見募集が行われましたと。これは前にも報告がありましたけれども、その関係で、今回の情報審に先行する形で区民意見募集が8月25日から9月24日の30日間で開かれていて、結果、意見はゼロということなんですけれども、区民意見募集の実施に当たってどういうふうな周知が行われ、実施されたのか、方法等について教えていただきたいと思います。

マイナンバー担当課職員 では、マイナンバー担当課よりお答え申し上げます。

前回の情報公開・個人情報保護審議会でも御説明したとおり、8月の下旬から9月の下旬にかけて、番号法の定めに従い、30日間の区民意見募集を行っておりますが、手法につきましては、区のホームページへの掲載及び各システムの所管課への評価書の修正版の配架という形で意見募集を行っているところです。

委員 ありがとうございます。結構です。

委員長 それでは、審議を進めていきたいと思います。

1005号について御意見等をお願いいたします。特に意見等はございませんでしょうか。

では、私のほうから先によろしいでしょうか。資料の一番最後、130ページなんですけれども、ガバメントクラウドにおける措置ということで、1007号まで共通するところだと思っておりますけれども、国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている、一番最後の 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業

者がアクセスできないよう制御を講じるとなっているんですけども、契約で押さえた上で何か制御をかけるというのは基本的に可能ですか。システム上、それができるといふことでいいんですか。

D X推進担当課長 D X推進担当課からお答えいたします。

こちらにつきましては、地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準というのが策定されておりまして、その中で、「デジタル庁は、例外的な場合を除いてクラウドサービス等にアクセスできない設計としている」と規定されています。例外としては、「ガバメントクラウド利用システム管理領域において行うガバメントクラウド個別領域利用権限の付与や監査ログの収集管理、外部NW接続管理、DNS等に関して、ガバメントクラウド個別領域にアクセスすることとなる。これらの行為により、デジタル庁は、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持するために必要なガバメントクラウド上の地方公共団体情報システムに関する情報について取得及び保管する」となっておりまして、管理等でどうしても必須となるような例外的な場合を除いてはクラウドサービスにアクセスできない設計にそもそもしていると。ガバメントクラウド共同利用方式における責任分界をしているところで、基準をつくって、そのように規定しているということになっております。

委員長 聴き方がちょっと違うのかもしれませんが、地方公共団体自体が制御をかけることはできるんですか。それとも、システム上出来上がっているもので、例外的な件では入りますよという状況になっているだけですか。例外的に入る場合にも地方公共団体が制御をかけることはできるんですか。要は、一旦、地方公共団体に断った上で、了解を得た上で例外的に利用するということですか。

D X推進担当課長 例外的に利用するというのが、日頃の管理業務 監査ログを取得するだとか、外部と時刻同期するために一部の通信を疎通できるようにして、外部のネットワークがアクセスできるようにするとか、管理上どうしても必須になるような事項なので、そこに関して、個別に自治体に対して許可を得て接続するというのは常時やっている。ただ、逆に言うと、例外的な場合を除いては、デジタル庁だとか、C S Pと言われていて、デジタル庁にガバメントクラウドを提供しているクラウドサービス事業者が自治体で持っているデータにアクセスできるようにはなっていない、そもそもそういう設計にはしていないという理解でいます。

委員長 では、制御を講じるというよりも、そういうシステムになっているということによ

ろしいんでしょうか。

D X推進担当課長 そういう理解であります。

委員長 結局、もう制御がかかっているから、 は特に制御を講じる必要はないということですか。

D X推進担当課長 すみません、 というのは何ページですか。

委員長 130ページの7の です。

D X推進担当課長 赤字で書いてある「地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる」は、ガバメントクラウドの設計として、そもそも業務データにアクセスできないような構造にしているという理解であります。

委員長 そうすると、 での契約で縛るということと、既にシステム上そうなっているということなんですね。あえて講じるという話は出てこないという意味ですか。

D X推進担当課長 「講じる」と書いてあるのは、クラウドサービスの設計としては、例えば国がデータを見られるような状態にするということももちろん可能だとは思いますが、そういうことがそもそもできないような制御をいろいろな手段によって講じている、それを先ほど申し上げたガバメントクラウドの利用に関する基準でもきちんと規定して、勝手にできないようにしているという理解であります。

委員長 そうすると、 の契約上、あるいは規定上そういう制御がかかっているということではないんですか。

D X推進担当課長 そうです。契約に関してもそういう契約になっておりますし、その契約に基づいて、ガバメントクラウドの構造についても勝手にアクセスできないような構造になっているという理解であります。

委員長 システム自体が一応そのような構造となっていて、あとは契約、規約等で制御をかけているということによろしいですか。

D X推進担当課長 はい、その御理解で間違いなと思います。

委員長 ほかにございますでしょうか。

委員 今のやり取りを聴いていると、ガバメントクラウドに関しては、基本的に制御がかかっているの、国であっても勝手に中をのぞき見ることはできないけれども、例えば何か法的な規定を基にして、場合によっては強制的に見ることができるんだ、それはシステム上は可能なんだという意味なんですか。念のための再確認です。

D X推進担当課長 ガバメントクラウドといいましても、国が一から作っているものではなくて、主要なC S Pと言われているクラウドサービスを利用しているものなので、その設定によっては様々なことが可能なんだろうと思いますが、そもそもガバメントクラウドというのは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度、I S M A Pのリストに登録された、一定の安全性があるクラウドであるということと、地方公共団体が活用するクラウド環境については、「データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保」といったこと ごめんなさい、これは資料No. 1 - 2の3ページに載っています。あと、「『他システムとの接続は専用線により行う』など、セキュリティ対策を適切に講じる」となっておりまして、それが先ほど来申し上げているガバメントクラウドの利用に関する基準等で規定されているものなので、セキュリティに関しては間違いなく保障されているのかなという理解でおります。

それから、ガバメントクラウドのリスクアセスメントも行っておりまして、各自治体でリスクアセスメントを行うのは負担も大きいということで、デジタル庁がまとめてリスクアセスメントを行っているんですが、それにおいても外部の脅威だとかそういったことも評価しているので、安全性は担保されているのかなと思っております。

委員 ありがとうございます。今の説明、先ほどからの説明で、対外的なセキュリティの万全な対策については十分に理解しているんですけども、私の先ほどの質問の趣旨としては、対外的というよりも、むしろ国との関係の中で、のぞき見という言い方は好ましくないかもしれませんが、一定程度、各自治体の情報については制御していると言うけれども、実際見ることができる仕組みなんですよというか、そういう可能性はあるんですよという確認だったんですが、それについてはどこを見ればいいのか。この中を見る限りだと、そこが見えてこないものですか。

さらに遡ってのより基本なお尋ねになりますけれども、J - L I S自体も性格が変わってきていて、必ずしも閉域システムじゃなくて、民間も見られるようになってきていますけれども、特にS K Y 2の住民記録システムは中でもより強固な制御システムだと理解していますが、ガバメントクラウドに移行することによって、これまでだと業務委託された民間が見ることもまあまあ厳しい制御がかかっていたものが、より広範に民間事業者が入っていった情報を取り扱うことが出てくるという理解なんですか。その辺もちょっとよく分からなかったんですが、教えていただけますでしょうか。

D X推進担当課長 まず最初の国との関係についての話なんですけれども、今回のシステム

標準化というプロジェクトそのものが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されて、標準化基準に適合するシステムを作って、原則としてガバメントクラウドにのせていくという取組です。これは、コスト削減だとか、ベンダーロックインの解消だとか、行政運営を効率化するだとかという意義や目的に基づいて行われているものなので、国主導で行われていることは間違いないと。ただ、あくまで情報システムを作るのは区の仕事として、ASP、ベンダーと一緒にやっていくということになっていて、それぞれの領域に関しても個別に区切られているので、国といえども当然勝手なことはできないように法律だとか基準だとかそういったもので定められているという理解でありまして、そこはある程度信頼関係の下に成り立っているのかなと思っております。

それからもう一つの御質問ですが、これまでの世田谷区がやっていたSKY2に比べると、様々な民間事業者が入ってきて、そこでリスクがという話に関しましては、確かにこれまでのSKY2に関しても区が独自に導入してはきたんですが、既に富士通Japanのデータセンターにおいて運用しているというところがございます。それは様々なリスクの確認を行った上でやっていることではあるんですが、このガバメントクラウドにつきましても、さらに多くの事業者が入ってくる。恐らくマルチベンダーになると思いますので、富士通Japanだけじゃなくて、様々な事業者、それこそAWSとか、Microsoft Azureとか、CSPの事業者も入ってくるものではあるんですが、それにつきましても、先ほどから申しているリスクアセスメントだとか、地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準等で厳しくそれぞれの事業者の役割等が規定されていて、それぞれの役割についてはここままで、アクセスについてはここまですということが規定されているので、ある意味、不正なアクセス等のリスクに関しては、そういう規定において担保されているのではないかと考えております。

委員 これは初歩的なことで、確認の意味でも伺いたいと思うんですけれども、今の皆さんのやり取りを伺っておりまして、「国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御」と説明があるんです。

もう一方では、前回いただいた資料の通し番号でいくと3ページ、ガバメントクラウドに関する要件の1ページになりますけれども、主な要件の 契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によって統制ができることというくだりがあります。この記述との関係なんです、デジタル庁が調達したガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行するという話なんです、国によって統制ができることという、ここに書かれている内容

つまり、ガバメントクラウドそのものに対する国の制御というか、その関わりのところでどういうふうな基準なりルールなりが書き込まれているのか。そのところを基本的な問題として、確認の意味で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

D X推進担当課長 今回の御質問の御趣旨なんですけれども、国の統制に関して、ということが書き込まれているかということでしたか。

委員 今回の関係ですけれども、先ほどの中でも、これをわざわざ一番トップに扱いは、区がアプリケーション等提供・保守契約、ガバメントクラウド運用管理補助委託契約を締結する、そして、区が管理する業務データについては、国及びクラウド事業者がアクセスできないように制御を講じるという規定になっています。ただ、それをくろめた全体としてのガバメントクラウドに関する要件のところ、「契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によって統制ができること」とその前には、と、システム上のいろんな情報セキュリティの確保の問題はもちろんですけれども、クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様書等が公開され、客観的に評価可能であることとか、システム開発フェーズから運用、廃棄に至るまでシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であることとありますけれども、そういうものをトータルとして、つまり、ガバメントクラウドそのものの運用管理に当たっての「国によって統制ができる」という表示になっています。ここで言っている国による統制の中身は一体内部の業務に対してはアクセスできないように制御していますよと言いながら、もう一方では、全体のガバメントクラウドそのものの運用管理に関しての統制、つまり、制御ができると書き込まれているわけで、それはどういうふうな意味合いで書かれているのか説明をいただきたいなと思います。

D X推進担当課長 ありがとうございます。ここで言っている「国によって統制ができること」というのは、そもそもガバメントクラウドというのは、国が作るといっても、本当に国が作っているわけじゃなくて、同じ3ページに記載されているガバメントクラウド対象クラウドサービス、Amazon Web Servicesとか、Google Cloudとかは、普通に民間にも開放されているサービスなんです。それを使って、民間には開放しないで、閉じたサービスとして、ガバメントクラウドとするということがあります。ただ、民間のサービスを使っていることは変わらないじゃないかという考え方もあったり、例えばアメリカの企業が我が国の区民だとか国民のデータを取ったりもできるんじ

やないのみたいな疑問も当然出てくると思うんですけども、そうならないように、民間のサービスを使っているといっても、あくまで国のクラウドだから、外国の企業がそのデータを勝手に取得することができないものにしますし、開発、運用、廃棄だとかも外国の民間企業が出来るわけじゃなくて、国がちゃんと制御できますよという考え方なのかなと思っております。

もしかしたら御懸念があるかもしれないんですけども、自治体との間で統制を利かせるといふ目的もあるんじゃないかという話で言いますと、そこはないとは言い切れないと思っています。もともと標準化に関する法律で自治体に義務づけられて、実際、これまで個別にやってきたサービスを標準仕様に合わせて、ガバメントクラウドを原則使用すると国が統制して、国全体として行政運営を効率化していくよという目的の下にやっていることは間違いないので、そういった意味の統制というのもあるんですが、ガバメントクラウドを提供している民間事業者との関係性の中で、国がきちんと制御していきますよということも含めてうたっているという理解であります。そういう御説明でよろしいでしょうか。

委員長 今、委員の対応のところなんですが、委員、時間になりましたけれども、いらっしゃる間に何かおっしゃりたいことがあれば。

委員 大丈夫です。（委員中座）

皆様、中座をお許してください。失礼いたします。

委員長 了解いたしました。

委員 今、課長さんのほうから御説明をいただきましたけれども、確かに国が定めるとはいつても、実際には3ページに書いているクラウドサービスの事業者が行いますよということとは、当然のことながら、よく了解はしています。ただ、問題は、「開発、運用、廃棄に至るまで国によって統制ができる」という表示になっているわけで、特にガバメントクラウドの運用、管理に関しての国の統制、制御の規定としてはどういうふうな仕掛けになっているのかを説明いただきたいというのが私のもともとの趣旨だったわけです。それについては、今いろんなお話をいただきましたけれども、分かるようで分かりにくいところがあったので、もっと端的におっしゃっていただければと思います。

D X推進担当課長 御質問の意味を取り違えていた部分があったかもしれないんですけども、資料の4ページ、共同利用方式（アカウント分離）による利用がございまして、ガバメントクラウドに関しましては、左上の契約関係にデジタル庁とC S P（AWS等）とあ

るんですけれども、ガバメントクラウドの提供契約をデジタル庁とC S Pの間で結んで、デジタル庁はクラウドサービスの利用料金をC S Pに支払って、ここで大枠のガバメントクラウドを作ると。緑色の枠で描いてありますけれども、その上でデジタル庁が地方公共団体にガバメントクラウドの個別利用権限を付与すると。これは実際の申請に応じて、クラウドサービス個別利用権限の利用権を付与するところなんですけれども、自分たちのガバメントクラウドのサービスの運用管理に関しては自治体が担うということになっていて、そのクラウドサービスの利用料金に関しては、地方公共団体がデジタル庁に対して支払うという形になっています。

その一方で、自治体独自だけで運用管理を行うのはなかなか大変な部分があるので、左下のガバメントクラウド運用管理補助者が これは共同利用方式においてはアプリケーションを提供するベンダーと基本的にイコールなんですけれども、そこの契約も含め、運用管理の補助をA S Pにしてもらうとなっております。デジタル庁がやる運用管理は、先ほど勝手にはできないというところで申し上げたんですけれども、ガバメントクラウド全体の管理領域において行う監査ログを収集するだとか、外部のネットワークとの接続を管理する 外部のネットワークを一部つながないと、例えばウイルス対策だとか時刻同期の取得とかができないので だとか、そういったことに特化しているという理解でいます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 当初申し上げた意見は、今、D X推進担当課長がおっしゃったように、国自体が全体的に制御してくれる、守ってくれるというのは分かるんですけれども、ただ、地方自治なので、そうであっても、基本的に住民基本台帳のデータ自体は地方公共団体が進んで国、あるいはほかからも守らなきゃいけないというところで、恐らく を加えたんだろうなと思っています。要は、全体的にはちゃんと統一されるから、全体的なシステムは信頼関係で守ってくれるんだと思うんですけれども、そうであっても、自分のところは何もしなくていいというわけではなくて、そこは地方自治の中で守るという姿勢がここに表れているのかなと思ったんですけれども、そういう意味ではないですか。国にシステムは任せられているけれども、あくまで地方自治体は自分たちで守っていますよということをここで言っているのかなと思ったんですけれども、そうでもないんですか。

D X推進担当課長 おっしゃるとおり、法律に基づく取組ではあるんですけれども、自治体独自の住民基本台帳だとか、自治体を守るべきデータに関しては、確実に自治体のほうで

利用することに限られていて、国といえども勝手にアクセスとか手出しができるわけではないですよということが、こうした基準等で示されているという認識であります。

委員長 それでは、ほかに御質問等がございますか。

ないようであれば、お諮りしてしまってよろしいですか。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、ないようでしたら、小委員会としては異議なしと認めます。

諮問第1006号

委員長 それでは続きまして、諮問第1006号について事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 審議資料につきましては、第3回審議会でお配りした資料の131ページ以降になります。諮問第1006号特定個人情報保護評価における第三者点検について(特別区民税事務)でございます。

次の132ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部マイナンバー担当課及び財務部課税課でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、諮問第1006号につきまして質問はありますでしょうか。

それでは、私のほうから1つ。先ほどの件と同じところになるんですが、209ページの6ですけれども、基本的には1005号から1007号まで同じシステムということになるんですけれども、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じるというのは、業務ごとに何か特別な差異はありますでしょうか。

D X推進担当課長 そこに関しては、同じガバメントクラウドにのせているので、業務ごとの差異はないのかなと思っております。ただ、今のところ、先ほど来申し上げているガバメントクラウド対象クラウドサービスは全てAmazon Web Servicesになっていて、今後、区の中で全部で18業務をガバメントクラウドにのせていくんですが、第2期の12業務についての選定はこれからなので、クラウドサービスが別のものになってしまうということもあります。ただ、ガバメントクラウドとしては同じ仕組みになっているので、こういった業務データにアクセスできない措置も基本的には同じ措置を施すという認識であります。

委員長 ということは、地方公共団体側として、各事務ごとにアクセス制御を講じるという

のは、特段、個別のものはないということによろしいですか。

D X推進担当課長 おっしゃるとおりです。

委員長 ほかに質問等はございますでしょうか。

委員 1点確認なんですけれども、先ほどのものも今回のものもそうなんです、標準化システムで新たにやるんだと思うんですが、標準化システムそのもの自身、アプリケーション自身はまだ完成していないという認識なんです、そういう認識でよろしいでしょうか。

D X推進担当課長 世田谷区におきましては、最初の住民基本台帳、介護保険、就学等の業務について、令和7年1月、再来年の1月、ガバメントクラウドにのせていくこととなりますので、現時点ではまだ完成しているわけではないです。今、構築中ということになっております。

委員 分かりました。

今まで各委員から出ている話のまとめみたいになっちゃうんですけれども、ガバメントクラウド自身は国が契約するので、本来、契約者だったら、何かいろいろできちゃうんじゃないかというところがある中で、各市区町村が使うときには、地方自治体が管理するデータについては、契約主である国であろうとも、提供しているクラウド事業者でもアクセスできない仕組みになっているよということが、ほかのシステムの で全部載っているかと思えます。契約者なりベンダーであっても使えないようにしていますということを担保していると書いてあって、実際どこまでできるのかという技術的なところは正直言ってあるのかもしれませんが、そこはちゃんとそのような仕組みにしていると。クラウドサービスをやっているベンダーも民間ですので、いつサービスが終わってしまうかも分からないし、消したと言うけれども、国としても、それがコントロールできないと困っちゃうので、運用とか契約内容も含めて国のほうでコントロールができることをクラウドベンダーには求めているというのが、先ほどあった仕様要件の なのかなと私としては理解しています。

委員長 要約していただきましてありがとうございます。

そのほかに質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、お諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、小委員会として異議なしと認めます。

諮問第1007号

委員長 それでは続きまして、諮問第1007号について事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 審議資料につきましては、第3回審議会でお配りいたしました資料の211ページ以降となります。諮問第1007号特定個人情報保護評価における第三者点検について（介護保険事務）でございます。

おめくりいただきまして、212ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部マイナンバー担当課及び高齢福祉部介護保険課でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 諮問第1007号について質問はありますか。よろしいでしょうか。

委員 263ページに前回との相違点が出ています。ガバメントクラウドに関するところは、今までのものとほぼ同じことが書いてあるんだと思います。上のほうに特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムで修正のポイントがあって、「標準準拠システム移行により、S K Y 2 介護保険システムと介護保険支援システム（認定支援）を統合する」という話で、ここはガバメントクラウドとは違って、仕様がちょっと変わるから、幾つか修正があったということで書いてあると思います。これはさっき言った新しい標準化の仕様でいくと、介護支援システムが統合されてしまったので、それに合わせてこのような変更があったという理解でよろしいのでしょうか。

介護保険課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないようでしたら、お諮りしてよろしいでしょうか。本件について異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ないようでしたら、小委員会として異議なしと認めます。

（2）国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

・ 諮問第1008号

委員長 それでは最後になりますが、1008号について事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 審議資料の266ページ以降が諮問第1008号特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険事務）でございます。

その次の267ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部マイナンバー担当課及び保健福祉政策部国保・年金課でございます。

本件につきましては、先ほどまでの標準準拠システム移行に伴うものではなく、国保情報集約システムのクラウド移行に伴うものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 諮問第1008号につきまして質問はありますでしょうか。

委員 先ほど来、システム自体の安全性ということが話題になっていますけれども、それはそれできちんと確保されるんだと伺いました。今、審議対象になっている案件だけではなく、今日、話題となった案件全てがそのようですが、情報を利用する側、とりわけ該当業務について委託がなされていて、委託先業者がその情報を利用するという部分に着目したときに、今回つけていただいた資料によると、業者選定の際に、業者の情報管理体制を契約条件として設定するんだという記載がどの文書にもついているんですけども、一体、具体的にどんな条件を課してコントロールしようとしているのか伺えたらなと思います。よろしくお願いたします。

国保・年金課長 今回の案件については、クラウド事業者に求められる条件としましては、一般的に言われるISO/IEC 27017またはCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC 27018の認証を取得していること、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること等、上記のほか、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針等による各種条件を満たしていることを要求しております。

委員 ありがとうございます。

ちょっと音が割れてよく聴こえなかったんですけども、部分的に聴き取れた範囲で確認をしたいのですが、今の案件は国民健康保険事務です。これについては、外部業者にそれ自体を委託しているんですね。

国保・年金課長 国保連のほうでクラウド化に伴って、そこを事業者へ委託しております。

委員 委託先の事業者についての条件を今御指摘いただいたということでよろしいんですね。

国保・年金課長 はい。

委員 ありがとうございます。

委員長 今のところは、資料の336ページの の真ん中から下辺りのことでよろしいんです

か。

国保・年金課長 そうです。

委員長 そのほかに質問はありませんか。

委員 前の3つの案件は全て標準準拠システムに移行ということだったんですが、今回の案件はクラウド化という一般的な表現になっています。これは国保システムの独自の性格とも関わりがあるんでしょうけれども、今でも国保連合会で処理をお願いしていますよということで、271ページ、審議資料No. 5 - 3に図があって、国保情報集約システムのサーバーからクラウド上のサーバーに 破線部分がクラウドになりますよという説明なんですけれども、先ほどの3つの案件とは異なって、区が独自にそれぞれアプリケーション等提供・保守契約であるとか、ガバメントクラウド運用管理補助委託契約 これはガバメントクラウドじゃなくて、一般的なクラウド運用ですけれども、そういったものを区が契約として結ぶということは今回新たに発生しないと。ただ、今までやっていたものをクラウド化するよという意味のようにも聴こえたんですけれども、標準準拠システムへの移行と、単にクラウド化という扱いのところはどういう切り分けになっているのか分かりづらいところがありますので、説明を補足していただければと思います。

国保・年金課長 まさしく委員がおっしゃっているように、今回はサーバーのところはクラウド化されるだけで、前の案件とは全く別物でございます。

委員 ということは、単にサーバーのところはクラウド化されるだけであって、これまでのいろんな区の業務を運営する、あるいは情報集約システムに関わる契約関係、委託関係そのものは変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

国保・年金課長 おっしゃるとおりでございます。

委員 了解です。

委員 今の話の続きなんですけれども、そうすると、今回の話とは別なんですけれども、S K Y 2の国民健康保険システムもたしか標準化の対象事務になっているんじゃないかなと思うんですけれども、将来的にこれがガバメントクラウドに移行することは予定されているんでしょうかということを一ポイント確認させてください。

国保・年金課長 国保・年金課の標準化につきましては、現在行っている第1期グループの後の第2期グループでの標準化を予定しております。

委員 分かりました。

271ページのシステムのクラウド化の説明資料の中で、一番下に「S K Y 2と集約シス

テムの直接連携ではなく、USBを使用して手動で連携」と書いてあるんですけども、これはクラウド化してもそのままUSBでデータの連携をする予定なんですか。

国保・年金課長 USBでそのまま同じ方法でやります。基幹システムから抽出されたCSVファイルをUSBに保存して、国保連集約システムにUSBによりアップロードするというやり方でございます。

委員 すみません、委員の後でもよかったんですけども、私も標準化はいずれするのかというのがちょっと気になったんですけども、同じような観点でもう1点お伺いします。今回のクラウド化でシステムを構築した場合、標準化前に標準化と同じようなレベルのものが満たされるのか、それとも、一部内容的に欠けてくるところがあるのかというのを教えていただきたいというのが1点と、ちょっと気になったのは、クラウドのサーバーですけども、データセンター自体は国内になるのか、それとも、別のところなのかという2点を聴きたいなと思いました。

国保・年金課長 まず、サーバーですけども、国内と聞いております。

それから、標準化しても現在と同じような方法で国保連へのデータ連携を想定しておりますので、同じような形で進めていくはずでございます。

委員 ありがとうございます。

私がお伺いしたかったのは、標準化前に既に標準化と同じようなレベルのものに達する形になるのかどうかということところがもし分かればと思ったんですけども。

国保・年金課長 日々のデータを国保連に送るということは標準化前も後も変更がないので、標準化したから、何か違うレベルになるとか、方法を変更をするということは、今のところ、想定はしておりません。

委員 分かりました。

そういう意味では、クラウド化することによって、ほぼ標準化したのと同じようなレベルのものが既に構築されて、その後、標準化したところでそんなにそれが変わるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

国保・年金課長 そうです。変わらないと思います。今回は国の方針に基づいて、サーバーからクラウドと保存先が変更ということが御審議の対象になっているということでございます。

委員 分かりました。ありがとうございました。

委員 今のやり取りの関係も含めてなんですが、ちょっと分かりづらいので、再度確認の意

味でお伺いしたいと思います。そうすると、国保の事務システムについては、今、国で進めようとしている標準準拠システムへの移行の第2期グループで、まだそこまでは至っていませんよと。当面はこういう形でクラウド化をやりますというのが271ページにございます。そのやり方も直接連携ではなくて、USBを使用して手動で連携と。ガバメントクラウド全体のイメージからするといかがなものかなという感じはするんですけども、この形は当面、それから今後、第2期グループが実際に標準化をされて、標準準拠システムに移行していく段階でも見通されているのかどうなのか、それが1つ。

それから、今のお話ですと、デジタル庁が調達したガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行は必ずしも一定の統一的な形で動いていくのではなくて、いろんなバリエーションがあるという理解になりそうなんですけれども、そういうことで理解していいのかどうか。基本的なシステムの標準化なり共通化の今後の進め方との関係で、国保だけが特殊、例外的なのか、これもいずれはそこにのっかっていくと理解していいのかどうかを含めて御説明いただければと思います。

国保・年金課担当職員 今の御質問に対して、回答を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

委員長 お願いいたします。

国保・年金課担当職員 ありがとうございます。

最初の質問なんですけれども、今回、物理サーバーからクラウド環境に移すというものになるんですが、これは国保連のシステムで集約システムのデータセンターをクラウド化するというものになります。今回はここが審議対象になっております。ですので、これとは別の国保のシステム 今、図を御覧いただいているかと思うんですが、左側にあるS K Y 2が標準化の対象のシステムになっておりまして、基本的にはシステムが別物になっています。標準化に関しては、お話しましたように、国保は第2期グループとして、来年度以降、左側のS K Y 2というシステムをガバメントクラウドに移行していきます。移行後は、御質問のとおり、それぞれのシステムがAWSのクラウド環境に移りますので、今回、USBでデータを移行させておりますけれども、同じAWSのクラウドに移った際のデータ移行の方法については、いまだ明確な決まりがありませんので、もしかすると今後はUSBではなくて、直接的なデータ連携になり得るということも1つ想定としてはあるのかなと思います。ただ、今のところ、国からは明確に示されておられませんので、基本的にS K Y 2と集約システムは別々のものになりますので、何事も変わらなければ、両方

ともクラウドに移った際もUSBでデータの移行が考えられるという形になっております。

今、御質問を2ついただいて、併せ回答という形になるかと思うんですが、私のほうからの回答は以上になります。

委員 よく分かりました。

委員長 ほかに質問等はございますか。

1点だけ。先ほどの標準準拠システムの3件は、国とクラウド事業者からのアクセスの制御の話が出ていますけれども、本件は特にそこは必要ない。要は、クラウドへ移ったことによって、国保連とクラウド事業者への制御はないということでもいいんですか。

国保・年金課長 そのとおりでございます。

委員長 しなくていいということなんですか。

国保・年金課長 はい。

委員長 今までは自分のところのシステムで全部制御、管理していたんですけども、そこは渡してしまえば、そのままでもいいという感じですか。

国保・年金課担当職員 今回の集約システムは、先ほども申しあげましたとおり、国保連のシステムになりますので、今回、物理サーバーからクラウドに移ったとしても、本来の契約元は国保連になりますので、御質問の部分については、基本的には何ら変わらないという認識で考えております。

委員長 ほかに質問はございませんか。

ないようでしたら、お諮りいたします。本件について異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、諮問第1008号について小委員会として異議なしと認めます。

それでは、事務局からほかに何かあればお願いいたします。

区政情報係長 皆様、本日、御審議いただき、ありがとうございました。どれぐらいの審議時間が必要か分からなかった部分もございまして、小委員会につきまして、2日程押さえさせていただいておりましたが、皆様、事前の資料の読み込み等も行っていただいて、円滑に1日で完了させることができましたので、11月21日午前10時から予定しておりました小委員会につきましては開催せずという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。この後の流れといたしましては、小委員会報告書の取りまとめ

を行い、そちらを報告書として審議会本会に提出するという形になっていきます。報告書の取りまとめに向けまして、メール等で御意見を頂戴しながら、最終的に委員長と調整しつつ、内容を固めさせていただき、12月に行われます第4回審議会に報告書を提出させていただくという流れを想定しておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。その後の調整につきましては、メールでやらせていただければと思いますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

4. 閉 会

委員長 ないようでしたら、ちょっと長時間でございましたけれども、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。